

# 令和元年度千歳市町内会連合会要望

## 回答説明会資料

## 令和元年度千歳市町内会連合会要望目次

1	生活環境の整備について		
	(1) 公共交通の利便性向上について	【企画部】	・・・1
	(2) ゴミの戸別収集について	【市民環境部】	・・・1
2	施設整備について		
	(1) コミュニティセンター新設の要望について	【市民環境部】	・・・1
	(2) 公園施設の整備について	【建設部】	・・・3
3	道路整備について	【建設部】	・・・3
4	防災・防犯について		
	(1) 災害時における避難所の認定や使用について	【総務部】	・・・3
	(2) 防犯活動に係る助成について	【建設部】	・・・3
5	交通安全対策について	【市民環境部】	・・・5
6	その他		
	(1) 再編関連訓練移転等交付金による町内会館の整備及び備品事業について	【企画部】	・・・5
	(2) 共同住宅の建築に係る規制について	【建設部】	・・・5
	(3) 町内会加入促進に関する条例の制定について	【市民環境部】	・・・5

# 令和元年度千歳市町内会連合会要望事項の回答

## 1 生活環境の整備について

### (1) 公共交通の利便性向上について

昨今の交通事故のニュース報道では、高齢者の運転による事故が増加しています。国からは高齢者に対し、事故を起こす前の運転免許証返納を促がしていますが、それに伴う公共交通の整備は重要と考えます。千歳市においては以前にビーバスという循環バスの運行を行っていましたが、交通政策の見直しによりビーバスは廃止され、バス路線も大幅に変更されました。このことにより利便性が向上した地域も確かにあるとは思いますが、逆に低下した地域もあります。

市民の高齢化が進むのは千歳市も例外ではありません。運転免許証を手放した高齢者にとっての移動手段は公共交通が頼りです。利便性が低下した地域に対する調査とそれに伴う抜本的な施策の検討を行い、今一度交通政策の見直しを図っていただければ、お願いいたします。

また、免許証自主返納時のサポート事業として、市内のバス路線で利用できる補助券の交付が行われますが、高齢者の移動手段を考えた場合、タクシーを利用した方が、利便性が高いと考えます。せっかくのサポート事業であるなら、より利用性の高い方策を考慮して頂ける様、合わせてお願いいたします。

### 【回答】

市内路線バスにつきましては、バス事業者や学識経験者、市民などで構成する協議会で議論を重ね、平成28年10月に「採算性」と「利便性」のバランスを考慮した、バス路線の再編を実施したところであります。

このバス路線の再編では、従前より赤字で運行していた「ビーバス」を廃止し、利用者の多い千歳駅と市民病院を核とした交通ネットワークを形成するとともに、利用促進の取組として、シルバーお出かけバスや乗り継ぎチケットの制度などの導入を行い、その結果、利用者は再編前と比較し、増加しております。

バス路線の再編に伴い、行先によっては、新たに乗り換えが必要となるケースもありますが、利用者ニーズが多様化している中で、すべての要望を反映することは難しい状況にあります。

市といたしましては、バス路線再編後の中間見直しに向け、令和2年度に市民アンケートの実施を予定しておりますことから、いただいたご意見も参考とさせていただき、引き続き、利用状況や社会情勢の変化を踏まえたバス路線の検証を進め、より一層の利便性向上に努めてまいります。

(企画部主幹(公共交通担当))

高齢者運転免許自主返納サポート制度事業につきましては、運転能力に不安を覚えながら自動車の運転を継続されている高齢者に対し、運転免許証を返納しやすい環境を提供することにより、自主返納を迷っておられる方のきっかけとして、高齢運転者に係る交通事故の減少を図ることを目的としております。

事業の検討にあたっては、市が事務局となっている「千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会」の中に「高齢者の交通事故防止対策専門部会」を設置し、貴連合会からもご参画をいただき意見交換を進めてまいりました。

その中で、免許の返納には「外出手段」と「外出機会の減少」という課題がありましたことから、この「外出手段」の課題を解消する方法として、市内の路線バス利用券を交付する事業としたものであります。

制度設計に際しては、免許をお持ちでない方の理解を得られること、また、不公平感が生じないことを基本に、従来の移動手段である自動車からバスの利用に少しずつ慣れていただくため、利用券の額は1万円分（100円×100枚）とし、75歳以上の方に対して一度限りの交付としております。

この事業は、多くの議論を経て本年10月からスタートしたものでありますことから、今後も内容の周知を図り、免許返納のきっかけとしていただけるよう努めてまいります。

（市民環境部市民生活課）

## (2) ゴミの個別収集について

市内各地に点在しているゴミステーションのほとんどは各町内会が維持・管理しています。ゴミの分別方法についても市からの広報等により、徐々に浸透しているようですが、ゴミステーションを設置されていない古いアパート周辺のゴミステーションでは不適切なゴミの排出が続いており、また、他の地域の人が別の町内会のゴミステーションに不法投棄するなど、まだまだゴミの排出については様々なトラブルが噴出しています。それらの諸問題を解決するためにもゴミの戸別収集を要望します。

近隣の自治体でも導入していることから当市においても実施可能と思います。さらにこれからの高齢化社会を考えれば、冬場のゴミ出しなど高齢者の負担軽減のためにも戸別収集は有効な収集方法であると考えます。ゴミに関わる諸問題解決のために、是非ともゴミの戸別収集について考慮して頂きます様、お願い申し上げます。

### 【回 答】

「指定ごみ袋を使用していないもの」や、「分別が不十分なもの」など、「不適正排出」に対する取組については、市では、清掃指導員による日常的なパトロールのほか、委託業者による収集運搬作業の際や、町内会の役員の方など市民からの通報により、不適正排出されたごみを確認した場合には、啓発シールを貼付し、一定期間回収しないことにより、不適正排出者に改善を促しています。

不適正排出が改善されない場合は、ごみの内容確認など、清掃指導員による調査を行い、その結果、排出者が判明した場合は、自宅を訪問し、適正な分別・排出について、直接指導を行っています。

また、不法投棄を含め、排出状況の悪いゴミステーションにつきましては、市の清掃指導員による重点的なパトロールのほか、注意喚起看板の設置や、付近の共同住宅等への啓発チラシの配布、共同住宅の所有者や管理会社には、入居者への指導の徹底や、専用ごみボックスの設置を要請するなどの取組を行っています。

今後も不適正排出者に対する啓発を、迅速、かつ効果的に行い、町内会の皆様や、共同住宅の管理会社などと連携を図りながら、ゴミステーションの適正な管理に取り組んでまいります。

戸別収集につきましては、拠点収集に比べて、ごみを出す方の「利便性の向上」、「排出責任の明確化」などのメリットがある一方で、「収集効率の低下」や「収集人員の増加等に伴う経費の増加」のほか、「大型車両が通行できない路線での収集」や「積雪による取り残し」など様々な問題があります。

これらのことから、引き続き、経済性・効率性などに優れる拠点回収を継続し、効率的で安定したごみの収集に努めてまいります。

なお、冬期間のごみ出しなど、高齢者の負担軽減に関しましては、高齢者に限らず、障がい者も含め、掃除や洗濯、調理、買い物、ごみ出しなどの生活支援が、在宅福祉サービスとして提供されているところであります。

(市民環境部廃棄物対策課)

## 2 施設整備について

### (1) コミュニティセンター新設の要望について

昨年度に引き続きの要望となりますが、若い世代が居住する、新興住宅地のコミュニティセンターの新設を要望します。近年の住宅地は郊外へ進出するドーナツ化現象により、住宅地が郊外へと拡大している状況です。この新興住宅地の近郊には地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターがまだ建設されておりません。

市内には未だ設置されていない同様の地域がある事も理解しておりますが、避難所の確保など防災面を考慮しても当該施設の必要性がますます高まっています。各地域との交流及び活気あるまちづくり推進のため、地域住民の安心・安全確保のため、コミュニティセンターの早期新設をお願いいたします。

#### 【回 答】

千歳市におけるコミュニティセンターの整備方針につきましては、概ね小学校の通学区域で人口が5千人から1万人程度の規模の地域であり、災害や高齢者の見守りなど、行政と地域が一体となって対策の強化を図る必要があります。町内会活動を補完する新たなコミュニティを形成する必要性が高い地域を優先して整備を図ることとしております。

この方針に基づき、大和地区が適当と判断し、現在、千歳市町内会連合会や地域との意見交換等を行っているところであります。

コミセンの整備にあたりましては、財源の確保が重要な課題であり、これまでの国との協議状況等を踏まえますと、整備に向けては一定の年数を要しますので、複数のコミセンを同時に整備していくことについては、難しいものと考えております。

(市民環境部市民生活課)

## (2) 公園施設等について

近年の公園の利用形態は、少子高齢化の影響により、子供たちの遊び場だけではなく、高齢者の憩いの場、交流の場にもなっていると考えます。高齢者の方々の公園利用を鑑み、公園内トイレの和式から洋式への変更や東屋を新設した休憩所の設置など、高齢者にも優しい公園作りを要望します。また、自然の水路などを利用した公園などで、経年劣化による木製歩道の腐食や水路近辺の雑草の増殖による景観悪化など公園施設の維持管理が不適切であると思います。誰もが安心して利用できる公園作りのためにも適切な整備・改修をお願いいたします。

### 【回答】

本市の公園整備については、「千歳市公園施設等更新計画」に基づき、開設年次が古く、再整備を行っていない公園を対象として、施設の老朽化が進行している公園から順次整備を行っており、整備に合わせ、トイレの洋式化やバリアフリー化を実施しております。

また、整備の際には、町内会等の地域の方々の意見を伺い、市民ニーズを反映しており、近年の少子高齢化に伴い、あずま屋などの休憩施設や、高齢者を対象とした健康遊具を設置した事例がありますことから、引き続き、市民ニーズを反映した整備を行ってまいります。

公園の維持管理については、専門家による施設の定期点検や公園指定管理者による日常の巡回点検、市民の方々からの情報などにより、遊具などの公園施設や水路、芝生などの状態を把握し、必要に応じて補修や草刈りなどを行い適切な維持管理に努めております。

これらの点検などにより、木製遊歩道の腐朽した木材を発見した場合は、板を撤去し土による段差解消を行い、公園利用に支障がないように努めているところであり、今後、遊歩道全体に及んだ場合は、改修について検討することとしております。

また、ママチ川や勇舞川などの河川緑地の水路については、状況に応じ水路内の草刈りや土砂撤去などの浚渫を行っているところであり、ママチ川緑地については、昨年に河川上流部の浚渫を行ったところ、今年も水路内に相当量の土砂が堆積し雑草が繁茂している状況を確認したことから、原因の調査を行うとともに、再度の浚渫の実施など、効果的な維持管理について検討してまいります。

今後とも高齢者などに配慮した計画的な公園整備や、適切な維持管理に努めてまいります。

(建設部都市整備課)

### 3 道路整備について

一般の生活道路や歩道の補修・改修について、また冬期間の除雪についての要望事項は毎年恒例のように挙げられています。これらの要望事項の改修箇所を一度に改修することは物理的にも、財政的にも難しい事は承知しております。改修に係る優先順位の見直しはできないでしょうか。子供達が通学に利用する歩道の整備や、バス路線で発生する振動対策など喫緊な問題点を解消する具体的な選考基準が重要と考えます。

また、冬期間における除雪対策については、堆雪場所の選定・確保などは地域住民の方々との綿密な連絡・調整が必要と考えます。生活道路の補修・整備、そして除雪は一朝一夕では解決しない課題ではありますが、誰もが安心して通行できる道路の確保のため、計画的な補修・整備をお願いいたします。

#### 【回答】

生活道路につきましては、3年毎に目視により路面調査を行い、車道のひび割れやわだち掘れなどの路面状態を確認して整備が必要な道路を選定し、この中から、特に傷みの激しい路線を基本として、通学路やバス路線、周辺の土地利用等の条件を総合的に判断し整備を行っております。

現在のところ、平成29年度に路面調査を行った結果、整備が必要な道路延長は約35kmであり、平成30年度は1.6kmの整備を実施し、今年度は1.9kmの整備を実施しているところであります。

また、バス路線の多い幹線・準幹線道路につきましては、郊外道路を含めて5年毎に測定機械により路面調査を行い、車道のひび割れやわだち掘れなどの路面状態を確認して整備が必要な道路を選定し、この中から、特に傷みの激しい路線を基本として、交通量、緊急輸送道路、国道・道道を連絡する道路、バス路線、学校、病院のある路線を総合的に判断し整備を行っております。

現在のところ、平成26年度に路面調査を行った結果、整備が必要な道路延長は約74kmであり、計画策定後の平成28年度からの整備実績は約11kmを実施し、今年度は2.4kmの整備を実施しているところであります。

市道の整備につきましては、通学路やバス路線など諸条件を総合的に判断しておりますが、生活道路においては、3年に一度の路面調査を、幹線道路などにおいては、5年に一度の路面調査を行い、整備の見直しを進めておりますことから、この計画の見直しの中で整備が必要な道路を検討してまいります。

冬期間における除雪作業については、町内会連合会の安全環境部会の皆さまにご協力をいただき、平成29年度に、冬季における生活環境向上のための方策を検討することを目的として設立した、地域の代表者と除雪業者、市の3者で構成する「除雪連絡会議」において、「交差点の見通しの確保」と「生活道路除雪の充実」を重点目標として実施しているところであります。

また、各地域における課題につきましては、生活に直結する各町内会単位での除排雪に係る課題や意見、市の除排雪方法などについて相互に情報共有を図るため、平成30年度から開催している、ワークショップ形式の「除雪地域懇談会」などを通して把握に努めているところであり、これまで支笏湖地区と向陽台地区で開催したところでもあります。

令和2年度については、富丘地区での開催に向け調整を進めており、他の町内会においても順次開催することとし、このような会議を通じて地域と綿密な連絡・調整を行い、堆積場所の選定・確保など、各地域の課題の把握と解消に努めるとともに、引き続き、パトロールの強化や計画的な除雪作業を実施し、重点目標の達成に向け取り組んでまいります。

今後につきましても、生活道路や幹線道路の計画的な整備と整備までの間の道路の維持補修、さらには、冬期間における目標達成に向けた除雪作業の取組などにより、年間を通して誰もが安心して通行できる道路の確保に努めてまいります。

(建設部道路管理課・道路建設課)

## 4 防災・防犯について

### (1) 災害時における避難所の認定や使用について

昨年発生した北海道胆振東部地震を経験したことによって、多くの課題が噴出しました。それらのほとんどは昨年の震災に係る要望事項の中で提出しておりますが、災害対応を考慮するとまだまだ様々な課題が浮かんできます。特に避難所に関しては、地理的に近郊の地域と遠方の地域が発生します。若い世帯や車で移動できる世帯は特に問題は無いと考えますが、車を持たない高齢者世帯の遠方の避難所への移動は負担が大きいと思います。その対策として身近にある町内会館を避難所として認定していただけないでしょうか。災害時における高齢者対策として考慮をお願いします。

また、市内の各小中学校の多くが避難所に指定されていますが、昼間や夜間・休日などの災害発生時の状況により、避難所の運営方法も違いが出ると思います。それらを踏まえた中での、市役所、学校、地域（町内会）3者の対応に係る協議・調整の場が必要と考えますので対応を考慮して頂きます様、お願いいたします。

#### 【回答】

市では、地域の人口や施設の収容可能人数などを踏まえ、地震・洪水・土砂災害・噴火災害等に応じて、耐震基準を満たしている小中学校やコミュニティセンターなどを指定避難所として指定し、長期保存食や非常用発電機、日用品など、備蓄品の計画的配備を進めております。

更には、電源供給設備の強化を図るため、本年度からの2か年計画により非常用発電機等を追加配備するなど、市民などが安全安心に避難できる指定避難所の環境整備を進めているところであり、大規模な災害発生時には、原則、指定避難所への避難をお願いしているところです。

災害の状況によっては、円滑な避難を行えない高齢者などは、自分の命を守る行動として、地域独自の計画やルールの中で定める町内会館などへの一時的な避難も重要なことと認識しております。

しかしながら、現在の指定避難所に加え、すべての町内会館を指定避難所として指定することは、避難者の状況把握や食糧等の物資配給の面からも課題が多いことから、現状においては難しいものと考えております。

また、指定避難所の開設・運営にあたっては、避難者、学校等の施設管理者及び派遣された市職員、三者の連携は重要なことと考えており、町内会や自主防災組織などの皆様に対しては、平時から、指定避難所となる学校等と備蓄品の保管場所の確認や避難スペースの協議、防災訓練などの機会を設け、顔の見える関係づくりに取り組んでいただくようお願いしているところです。

市では、町内会や自主防災組織などの地域住民、施設管理者を一堂に会し、学校など指定された会場において「千歳学出前講座」を開催し、指定避難所の開設運営に関する講習も行っており、今後も引き続き、町内会や自主防災組織などからの要請に基づき、地域の実情に応じた講習や訓練を支援してまいります。

(総務部危機管理課)

## (2) 防犯活動に係る助成について

町内会の防犯活動の一つに防犯灯の維持管理があります。当該設備の設置に係る費用の一部助成は市から頂いておりますが、劣化に伴う改修費用は当然ながら自己負担となります。町内会で維持管理している防犯灯の数は100基近くあり、すべての改修費を負担した場合、かなりの費用が見込まれます。これらに係る経費の助成制度を希望します。

また、各種犯罪の抑制効果が期待される青パトの車両による防犯活動は、現在も多くの町内会で実施されています。しかしながら行政からの財政支援が近年無くなったことから、車両の燃料代などは所有者の負担となっているのが現状です。

犯罪を未然に防止する意味でも、青パトの活動は有効な手段と考えます。市からの助成支援の検討をお願いいたします。

### 【回答】

町内会の防犯灯につきましては、省エネ・節電対策の推進と防犯対策の充実を図ることを目的に、平成25年度から防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して「防犯灯LED化促進事業」を実施しており、今年度で全体の98%にあたる、約7,100灯がLED防犯灯となる予定であります。

LEDを含む防犯灯につきましては、灯具の移設や撤去、ポール補修工事などは7割、更新工事は9割を助成する制度を設けており、既存水銀灯の電球交換は、灯具の移設や更新の必要がないため、助成制度の対象となりませんが、LED防犯灯は、灯具ごと更新する必要があるため、助成制度の対象となります。

LED防犯灯については、メーカーによりますと、寿命は約60,000時間で、約15年程度の期間であると同っており、当面、更新の必要はないと考えておりますが、現状におきまして、LED防犯灯の更新が必要となった場合には、この制度に基づく助成を行います。

今後とも、町内会等と協力して防犯対策の充実を図り、地域住民の安全で安心な生活環境の確保に努めてまいります。

(建設部道路管理課)

青色回転灯搭載車(以下「青パト車」)につきましては、千歳警察署へ確認したところ、千歳防犯協会に事務局を置く「千歳地域安全活動推進委員連絡協議会」による防犯活動をはじめ、千歳市教育委員会や各団体等の自主パトロール用として登録されていると聞いております。

平成26年度から平成28年度にかけて、貴連合会に設置された「千歳市地域安全活動推進委員連絡協議会」においては、自主防犯活動の一つとして青パト車による防犯パトロールに取り組み、特に、平成27年度からは市民協働事業として協力いただいたところではありますが、本事業は自主防犯意識の高揚に一定の成果があったとして、2年間をもって終了しております。

青パト車による防犯パトロールの取り組みは、あくまでも自主的な活動として行っているものであり、今後も可能な範囲で取り組んでいただきたいと思います。

(市民環境部市民生活課)

## 5 交通安全対策について

近年の新興住宅地は郊外へ進展しており、それらの住宅地の交通量も急激に増加しています。住宅地の造成に交通規制に係る整備が追い付かず、信号機及び標識・看板等の設置が十分に進んでいません。小学校周辺の住宅地は特に新興住宅が多く、通学路に対する整備が不十分だと思われます。また、国道などの幹線道路に面する地域には大型の共同住宅や商業施設が多く建築されていることから、交通量が増え続け、事故の発生が危惧されております。交通事故防止の観点から、交通量の多い道路や新興住宅地は優先的に横断歩道、一時停止線、速度制限、信号機及び標識・看板などの交通規制に伴う整備が必要であると考えます。交通規制に係る整備は道の行政機関が行っていることは理解できますし、道内各市町村から相当数の要望が挙げられていることも理解しております。しかしながら交通安全に対する要望は半永久的なものです。地域の子供たちや高齢者の安全を確保するため、引き続き北海道公安委員会に対し継続して要望していただくようお願いいたします。

### 【回 答】

市では、信号機や横断歩道等の設置に関して寄せられた多くの要望の趣旨を踏まえ、「交通規制要望書」として集約し、毎年、千歳警察署を通じて北海道公安委員会に要望しておりますが、北海道公安委員会は「既存信号機の改修や維持管理費の増加により、信号機等の新設や更新にかかる財源確保が極めて厳しい状況にある」としております。

今後も、公安委員会の権限とされる信号機等の設置や一時停止、右折禁止、速度制限などの交通規制に係る事項につきましては、北海道市長会と連携し、北海道知事や北海道公安委員会に対して予算確保などを要請するとともに、千歳警察署とも相談しながら粘り強く要望を継続してまいります。

また、これまでも、事故の発生が危惧される箇所等に対する注意喚起看板の設置など、市として実施可能な安全対策を行っておりますが、今後も道路状況や設置環境を確認しながら適切な対応に努めてまいります。

(市民環境部市民生活課)

## 6 その他

### (1) 再編関連訓練移転等交付金による町内会館の整備及び備品事業について

「米軍再編交付金」は、時限立法の終了に伴い、新たに「再編関連訓練移転等交付金」として、防衛省の単年度予算措置で交付されますが、町内会の唯一のコミュニティの場である町内会館の整備や備品事業に対する交付金使途がストップした状態です。老朽化した会館の補修や備品の整備に係る事業について、新たな施策の展開が行われます様、お願いいたします。

#### 【回答】

ご要望の町内会館の整備事業につきましては、平成 21 年度から平成 28 年度まで「再編交付金」を活用して新築・改修・備品整備について、実施したところであります。

このうち、町内会館の備品整備事業につきましては、北海道防衛局から、「10年間の「再編交付金」の交付によって、町内会の要望を踏まえた計画的な一定の整備が行われたほか、備品購入の必要性や契約手続きにおける透明性の確保などについて、会計検査員への説明対応が困難であり、事業に区切りをつけたい」との意向が示されたことから、新たな備品整備事業の実施は難しいものと判断したところであります。

町内会館の改修整備事業につきましては、平成 28 年度に「再編交付金」を活用した改修整備事業が終了して以降、「再編関連訓練移転等交付金」の活用による改修整備事業の実施について、北海道防衛局と協議しております。

北海道防衛局は、「交付金の活用には、契約における透明性・競争性の確保が必要であるとしており、特に業者選定の経緯や予定価格の積算単価、検査体制や改修内容、改修後の町内会館における営利性のある利用などについて課題がある」とし、現時点では、事業実施を認めていない状況にあります。

事業実施にあたりましては、これら北海道防衛局から指摘された課題の解決が必要となりますことから、事業再開に向け、引き続き協議を続けてまいります。

(市民環境部市民生活課)

## (2) 共同住宅の建築に係る規制について

千歳駅周辺には共同住宅の建築が続いており、昨年、共同住宅建設には入居者の駐車スペースの確保に努める方針が作られました。ただし入居世帯が複数の車両を保有している場合、駐車スペースが確保されません。必然的に路上駐車が発生し、通行の妨げとなります。特に降雪期においては、除雪の障害となり、道幅が確保できなく救急車等の緊急車両の通行にも支障が起きます。十分な駐車スペースが確保される様、強い指導を要望します。

### 【回答】

共同住宅等の建築物は、建築基準法に基づき都市計画法で定められた用途地域や建築物の規模の規制となる容積率及び建ぺい率のほか、建築物の敷地及び構造などが規定に適合している場合は、建築確認済証が建築主に交付され建築が可能となります。

近年、高さ10m以下の共同住宅等を建築する計画が散見され、特に路上駐車による交通障害が懸念されましたが、駐車スペースの確保については、建築基準法に基づき規制することはできないため、平成29年8月4日に「千歳市共同住宅等における駐車施設に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、平成30年1月4日から運用を開始したところであります。

この要綱では、高さ10m以下で8戸以上の共同住宅等の建築計画に際し市に届出を行うこと、特別な理由がある場合を除き、入居予定戸数分の駐車施設の確保に努めること、標識を設置し周辺住民に対し建設計画を周知すること、このほか、周辺住民から説明を求められた場合は、説明会等を行うことなどの規定を設けております。

入居予定戸数分の駐車施設が確保されていない届け出については、車を所有していない人を限定して賃貸契約を結ぶ、既に入居予定者が決まっているが車を所有していない、近隣駐車場を確保する予定であることなどを確認するとともに、建築主等からは、要綱を順守し適切な運用を図ると伺っているところです。

現在、市では、完成した共同住宅について、パトロールを実施し適切に運用がなされているか確認を行っており、現在まで要綱の趣旨に反する路上駐車は見受けられませんが、今後とも継続的に状況把握に努めるとともに、問題となる路上駐車があった場合は、建築主や管理者などに対し入居者への指導を求めるなどの対応を図ってまいります。

(建設部建築課)

### (3) 町内会加入促進に関する条例の制定について

近年、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来の中にあつて、当市は北海道で数少ない、人口が増えている全道一平均年齢が若い街であります。しかしながら地域、町内会においては、高齢化は他都市と変わらない状況にあり、町内会役員の高齢化、なり手不足、高齢者世帯や独居老人世帯の増加、町内会加入世帯の減少などの様々な課題を抱えています。

そのことから、昨年度より民間機関への委託により「町内会活性化事業」を展開しておりますが、この事業をより具現化するためにも全市的な体制作りが必要と考え、「町内会加入促進に関する条例」の制定を要望いたします。既に他の自治体においては当該条例を制定しているところもあり、直接住民の目に訴える文言にすることにより、将来的にも確固たる地域コミュニティ作りが可能と考えます。誰もが共に支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、町内会連合会の要望事項といたします。

#### 【回 答】

町内会への加入促進の取組としましては、昨年度から千歳市町内会連合会とともに、「町内会活性化支援事業」を実施しており、この中で、町内会を取り巻く様々な課題や、多様化する住民ニーズに対応するため、モデル町内会を設定し、地域の活性化で実績のある事業者を交え、そのノウハウを活用しながら、活動の検証や地域の課題に対する意見交換などを通して、「町内会で取り組むことができる内容」の企画、実践に取り組んでいるところであります。

具体的には、事業の見直しや新規事業の実施に向けた住民ニーズの把握、集合住宅入居者に向けた活動チラシの配布、町内会組織・運営の改革に向けた方向性の検討などを行っており、今年度は2か年の取組の成果を「町内会活動活性化ヒント集」に取りまとめ、事例などを各町内会に紹介することを予定しております。

市といたしましては、令和2年度までの3年間実施する本事業を通じて、町内会の活性化とともに、どのように加入促進につなげるか、引き続き、市町連と連携を図りながら、取り組んでまいります。

条例の制定につきましては、町内会は、地域の課題解決に向けた自主的な住民組織であり、加入は任意であります。市といたしましても、町内会への加入促進については、重要な課題ととらえており、条例の制定による加入率向上の効果など、引き続き調査研究してまいります。

(市民環境部市民生活課)